

総 務 常 任 委 員 会

平成20年9月22日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第10号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第12号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 工事請負契約の締結について
(防災行政無線整備工事)

議案第18号 財産の取得について
(水槽付消防ポンプ自動車1台)

議案第19号 専決処分の承認について
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定)

《付託陳情》

陳情第3号 住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（28名）

副 市 長	鈴 木 正 美
秘書広報課長	加 瀬 寿 一
財 政 課 長	平 野 哲 也
市 民 課 長	木 内 國 利
消 防 長	菅 谷 衛 一
そ の 他 担 当 員	1 8 名

総 務 課 長	高 埜 英 俊
企 画 課 長	加 瀬 正 彦
税 務 課 長	野 口 徳 和
会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
監 査 委 員 長	林 久 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長	石 毛 健 一
-----------	---------

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

秋の彼岸だというのに、台風13号をはじめ、なかなか不順な天気が続いておりまして、スケジュールが思うようにいっていないのかなと。運動会も日延べになりましたし、また、稲刈りのほうもまだ終わっていないところもあるのかなと思います。なかなか思うようにいっていないようです。

国際的に見ますと、リーマン・ブラザーズの破綻によりまして国際経済に激震が走っております。我が国でも、北京オリンピックが終わりまして、景気の見通しが立たない、むしろ景気の後退の局面が言われています。何か新しい景気刺激策が必要なのかなと。国政においても、もう1か月か1か月半ぐらいの間に、ねじれ現象でなかなか思うようにいかないということで、衆議院が解散されるだろうという見通しになっています。世界的に何かこう暗雲が垂れ込めているのかなと、そんなふうに思います。

当旭市では、行政のほうはまあまあ順調にしているのかなと。そういった国際状況の中でも、旭市市民のためにというスタンスで、常任委員会、総務は最後になりますけれども、慎重審議をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、委員の皆様、また、ご多忙の中、朝からありがとうございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部改正、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、専決処分の承認について、以上の6議案でございます。

執行部といたしましてもご質問に対しまして簡潔に答弁するように努めて参りますので、どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る9月5日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、専決処分の承認についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第10号について若干補足説明をさせていただきます。

補正予算書のまず1ページをお開きいただきたいと思います。

改めて申し上げさせていただきます。

予算のまず規模でございますけれども、今回の補正額7億1,700万円を加えた後の予算規模でございますけれども、これが262億9,700万円ということでございまして、これは前年度の同時期、9月時期と比較しますと2,200万円、0.1%ほどの増という規模になってございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の2の歳入のところの地方交付税でございます。

平成20年度の普通交付税につきましては既に決定をいたしまして、決定額をもう一度申し上げます。67億2,733万1,000円でございます。この額は、前年度の決定額と比べますと5億3,496万5,000円の増でございます。これは決定額同士の比較でございますけれども、予算額の比較を申し上げますと、当初予算で普通交付税は63億円ちょうどで見えておりましたので、これとの差額は4億2,733万1,000円の増でございます。このうちに今回、そこがございます補正額ということでございますように、一部3,227万7,000円を今回計上させていただきました。残りは3億9,000万円ちょっとあるんですけれども、これにつきましては、今後の補正財源ということで、留保財源ということで対処するものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 続きまして、補正予算書のほうの8ページのほうをお開きください。

14款県支出金、3項1目2節の県民税徴収費委託金2,770万円の追加につきましては、税源移譲による市県民税の還付金のうち、県民税分を計上するものであります。内容につきましては歳出のほうでご説明いたします。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書の10ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費の説明欄、1番の調査賦課事務費の533万2,000円の追加につきましては、平成21年10月から開始されます個人住民税の公的年金からの特別徴収に伴う電算システム整備を行うものであります。なお、対象者につきましては、4,300人を見込んでおります。この経費につきましては、本年度は当初の導入経費とランニングコストを見込んでいます。

次に、14節の事務機器賃借料523万4,000円は、社会保険庁などと市町村とのデータ交換を行います。それで、新たに民間事業者が設備したシステムを、専用回線を利用して共同で借り上げる経費でございます。

次に、19節は、データ交換を行うに当たりまして、市町村別にデータの振り分け及び一本化を行う経路機関として総務省から指定を受けます、社団法人地方税電子化協議会の運営費の負担金であります。

続いて、説明欄2番、収税事務費の23節税源移譲特例還付金5,972万5,000円の追加についてでございます。現在、予算の見込みについては、2,058人分を見込んでおります。内訳としまして、市民税分は3,202万5,000円、県民税が2,770万円と、市県民税分合わせて還付しますので、県民税の財源は先ほどの歳入のほうから2,770万円を受け入れるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それでは、9ページの諸収入ですか、この雑入5,880万円ですか、この補正についてお尋ねします。

これは市道の付け替えの寄附金だということで、この前の本会議でも答弁があったわけでございます。そういう中で、この市の付け替え道路につきまして、これは病院のほうでは市が勝手にやったことというような答弁をされておりましたが、そういう中で、市がやる事業であれば、なぜ中央病院からこの寄附を受けなければならないのか、これをお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 5,880万円は、直接は建設課のほうになりますけれども、私どものほうで予算要求を受けたということでご説明をさせていただきます。

これは何回も議論されておりますように、市道の整備という位置づけの中で行われるということで、建設課のほうに歳出予算を組んで、建設課のほうでやるんですけれども、もともとは中央病院の整備の要望があった道路であるということで負担金をいただくという要求がございまして、担当課のほうからそのような要求がありまして、こちらではそれを予算化したということでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと今の答弁は違うんです。これは、寄附金、雑入ですか、これを

受けるのは、当然、課長のほうで受けるんじゃないんですか、建設課で受けるんですか、寄附金等は。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 寄附金じゃなくて雑入ということで、その応分の負担ということなんです。これはケースバイケースで、その100%もらったりいろいろ、そのときによって何分の1であったりということで、会計間のやりとりでございます。例えばこちらで一例を申し上げますれば、公営企業会計と一般会計の関係でございますけれども、例えば水道課に消火栓の負担金をやってもらうということであれば、こちらから払うこともあります。逆に舗装の復旧工事をやればこちらがもらうと、そういったやりとりの中で負担金と。これは寄附金ということじゃなくて、負担金という形でいただいているようでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 負担金というのは、建設課でこれは受け付けるんですか、企画財政じゃないんですか。そういう中で、企画財政で受けるのであれば、建設課で受けるのは、当然それは寄附等につきましては、吟味して受け付けるのが本当じゃないかと思うんですが。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） これは寄附金というお話ですけれども、負担金として受け入れるのは、やはりこの所管課というのはあくまでも建設課でございます。その歳入歳出でございまして、歳出も建設課でやりますし、歳入の調定もこれは建設課がやることになります。

以上です。

（「じゃ、わかりました」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 2点お伺いします。

まず、1点目ですけれども、7ページの地方交付税3,200万円余りの補正額ということでありますけれども、補正になったこの理由ですか、どういった項目がこの補正として交付税としていただけるようになったのか、それがまず第1点。

それから、ちょっと一般質問の継続みたいになりますが、同じく7ページの13款の国庫支出金の中の市町村合併推進体制整備費補助金ですか、このことについてちょっとお伺いしますけれども、これはいただいた資料によりますと、市町村建設計画に位置づけられた特定の

事業に対して国から交付されると、こういうふうになっておりますけれども、そうしますと、市町村建設計画、これ、限られた事業ということになりますけれども、そういったようなことでいいのかどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 地方交付税補正の理由はということでございますけれども、これは先ほど、まず交付決定の額等にご説明申し上げました。それで、地方交付税というのは、やはり一般財源でございますので、いろいろな市の一般財源の財源の中の大勢を占めるんですけれども、今回補正をいろいろやりまして、7億円ほどやるんですけれども、特定の財源、国庫補助金ですとかその他の財源を差し引いた残りが、不足する分が3,277万円ということで、一般財源を、この分を充当したという補正でございます。ですから、これが多くなればまた多く使うわけですね。

それから、2点目でございますけれども、国庫補助金の合併補助金ということでございますけれども、これはやはり新市建設計画に基づいてやっておりますけれども、合併に伴い必要が生じた事業ということですから、市町村建設計画に位置づけられたというのが一つの条件にはなってございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、この補助金ですけれども、総額で5億4,000万円いただけるというようなことになっているわけですが、これまでいただいた分につきましては、幾らでもないんですよ、まだ。本年度は9,000万円予定していたわけですが、国からの内示額は3,700万円だったということで、だいぶもう減らされているわけなんです、そうしますと、予定どおり5億4,000万円、最終的にいただけるかどうかちょっと不安になるんですが、その辺の状況についてご説明していただければ。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これは島田委員ご指摘のとおり、私どもの合併市の規模からいきますと、10年間で5億4,000万円がいただけるという形のもので、これはもうどこにでも公表されている数字としてございます。結果的にまだ幾らも使っていないんですけれども、ではこの先どうなんだというのは、ちょっとこれは私も分かりませんが、まだ合併して3

年というか、もう7年ほどございますので、そのうちには多分いただけるのかなということだと思います。ただ、今回少なかったということで、これはインターネットに少し出ていたんですけれども、増田総務大臣の談話みたいな形で載っているんですけれども、この補助金関係も若干、総合経済対策の中で増額はしたいという要求をします。要求ですから、まだつくかどうか分かりません。そのような話は出ているようでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 最終的にこの金額が間違いなくいただけるのかどうか、その辺なんですよ、聞きたいのは。国の財政状況が悪くなったから打ち切りだというようなことはないのかどうか、その辺の国との約束といいますか、その辺をお伺いしたいんですけれども。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） この約束とかそういったものは、協定を交わしているわけでもありませんけれども、そういう形で、ルールでいただけるということで、我々はそれを信用してやっていくしかないのかなということで、今そこで確実にもらえとかもらえないとかという話もできませんので、ご理解いただきたい。ただ、枠としてはそのくらいいただけるという、これは算定式がございますので、それに基づいて仕事をしていっているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） はっきりしないということで、今、答弁でしたが、そうしますと、今まで早目にこれ交付金をいただいていたほうがよかったんじゃないかなと思いますけれども、最初の年なんか340万円ですか、いただいたのが。次の19年度は700万円、微々たるものですよ。何で早くこれ、いただかなかったのかということなんですけれども、最終的にどうなるか分からないということでは、ちょっともったいない話になってきますので。これはもう基準が決まっているんですか、年間幾らということは。その辺、ちょっとお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これは年間幾らという規定はないようでございます。総額としてあくまでも、旭市の規模であれば計算上5億4,000万円が10年のうちということで、その都度、総務大臣に申請をして、総務大臣からその内示額が来るということで、今回も要望としては

上げたんですけれども、結果がそうなったと。ですから、これはいただけると思っております。我々は、もう国が合併で約束したことですからいただけると思いますが、ただ、その年その年の国の予算というのもやはり、市町村もそうですけれども、ございますので、一概にそうはいかないのかなということで考えております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、本日、新旧対照表でとじたものをお配りしてあると思いますけれども、そちらをお願いいたします。

1 ページです。

この新旧でご覧いただきますように、文言的に「公益法人」が「公益的法人」というのになっただけでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この公益法人等への職員の派遣等に関する条例のことですけれども、市の職員を派遣しているこの公益法人は、条例によりますと、旭市には3団体ございますけれども、社会福祉法人旭市社会福祉協議会、財団法人旭市福祉協会、社団法人旭市シルバー人材センター、三つありますが、それぞれ市から職員は何人派遣されて、どういう役割を担っているのかお伺いします。

それと、条例が「公益」から「公益的」となったことについて、もう1回その背景等についてご説明をお願いします。それによって、市のこの公益団体にどういったような影響が出てくるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 市から公益法人へ派遣している者でございますけれども、まず、社

会福祉協議会が3人です。それから、福祉協会が1人、シルバー人材センターが1人ということでございまして、社会福祉協議会は3人おりますけれども、そのうち1人なんですが、いずれもその事務部門の責任者ということで市から派遣しております。

それから、背景のことについて、これは本会議でご説明いたしましたので繰り返しになって恐縮なんですけれども、ご説明いたします。

平成18年に公益法人制度の大幅な改革がなされまして、今年の12月1日から新たな制度がスタートいたします。内容といたしましては、従来の公益法人である社団法人、それから財団法人を一般社団法人、一般財団法人、それから公益社団法人、公益財団法人の四つにするというものです。具体的には、従来の社団法人、財団法人は、民法第34条に基づいて主務官庁等の許可で設立されておりました。12月からは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて、一般社団法人または一般財団法人としての設立が可能となります。その上で、公益目的事業を行う場合は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づきまして、公益社団法人または公益財団法人としての認定を受けることになります。この改革のために国におきましては、民法をはじめとする約300の関係法律の改正を行っておりまして、これらの法律改正に伴って今回の条例改正となったわけでございます。

それで、先ほど申し上げました三つの法人、一つは社会福祉協議会ですから、これは社会福祉法人だと思いますけれども、民法上の公益法人は、今後5年間の間に新しい制度の法人への移行が求められております。それぞれの所管においては、その検討がこれからなされるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） これから検討されるということですが、社会福祉協議会は、今回のこの法律の改正では枠の外なんですか。財団法人と社団法人ですか、この二つが対象になるということでしょうか。

それで、この旭市の公益法人ですけれども、これから選択を5年間のうちに迫られるわけですが、どういった法人を市としては目指しているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） お答えいたします。

社会福祉協議会は社会福祉法人だろうと思っておりますので、別だと思います。あとの二つは社団法人なり財団法人ですから、今回の対象になるということで、これから5年間の間に検討がなされる。それはもちろん、どういう法人を目指すのかということを検討してからこちらへ移るんだらうというふうに思っております。直接的にはこれは文教福祉の所管になるのではないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、市民課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

市民課長。

○市民課長（木内國利） 特にはございませんけれども、資料の新旧対照表9ページをお開きください。

内容につきましては、前回補足説明したとおりの内容でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 市民課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、せっかくですので1点お伺いしますけれども、地縁団体、市内に今登録されている団体は幾つくらいあるかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、お答えいたします。

地縁団体の印鑑の関係は市民課でございますけれども、登録認可の関係は総務課でございますので、私のほうからお答えいたします。

現在、旭地区が11区、海上が2区、それから飯岡が3つ、干潟が4つでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第17号について補足説明を申し上げます。

本契約案件でございますけれども、防災行政無線整備工事でございますけれども、入札の経過を若干補足させていただきたいと思います。

入札の方式は、一般競争入札でございます。これは7月10日に入札の公告を行いまして、そのもろもろの条件の中で7社の申請がございました。その中でいろいろ要件としましたものを申し上げます。

総合評定値1,000点以上の会社です。それから、管理技術者を専任で配置できること、それから、施工実績、過去にデジタル無線をやった実績があること、それから、点検業者の登録を受けている者がいること、それから、第1級の陸上特殊無線技士の資格を有する者を配置できるもの、それから、特定建設業の許可を受けているもの、こういうもろもろの条件を告示しまして、それに基づいて申請されたのは7社ということで、この7社について入札参加資格を確認したところ、7社ともオーケーでしたので、確認通知を出しました。

8月21日に入札日を迎えたわけですがけれども、いろいろな都合によりまして4業者の方が辞退をされまして、結果的には3業者による一般競争入札ということになりました。その中で、ご覧のように神奈川県富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部というところが落札をしたということで、落札額が9億9,540万円ということでございますけれども、このときの予定価格を申し上げます。予定価格が20億6,482万5,000円、これを割り返しますと落札率といたしましては48.21%ということになります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 関連がございますので、本日お配りしましたこの資料について、ちょっとご説明したいと思います。

この資料でございますけれども、これは総務省の出先機関が作りましたものでございます。それで、アナログ系とデジタル系で、特にデジタルにした場合にはどのようなメリットがあるのかということでございます。事業の内容につきましては定例会の委員会ごとにご説明しておりますので、内容的にはそれとは変わりございませんけれども、今回、その一番もとの部分についてちょっと、資料がありましたので、ご説明したいと思います。

左側のほうが現行のシステム、アナログということで、右側がデジタルということです。

下の図でございます。

デジタルのメリットでございますけれども、上のほうに四つ書いてございますが、まず、双方向通信ができるということで、右側の図のほうに、マストのところで、これは職員だと思っておりますが、やりとりしておりますけれども、避難所等とのやりとりができるようになるということが一つあります。それから、その下、データ通信、画像が送ることができる。

それから、文字情報も送ることができるということで、右側の図には、監視カメラとかテレメータ監視というのが載っております。今回、旭市のほうのシステムにはこれはないわけでございますけれども、こういうものができるようになります。それから、旭市のほうで今回入れておりますのが、耳の不自由な方に対する文字放送、これは個別受信機では音声だけです。なので、そういう方は不便していたんですけれども、これからは文字放送で耳の不自由な方にも情報をお届けできるということになります。

それから、右の上の多チャンネル化、住民への情報伝達の最中に職員の招集とか連絡、それから、逆にその災害現場からの緊急通信が可能になります。これは今、テレビが地上デジタル化になりまして騒いでいますけれども、地上デジタル化になりますとデータ放送というのを同時にやっけていまして、それと同じように送信の容量が増えますので、そのようなこともできるようになるということです。

それから、各種情報データの伝送・蓄積・加工が容易ということで、ここの中で一番大きいのは、緊急地震速報がそのまま放送できるということです。ですから、よそとの情報のやりとりができるようになるということでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この今回の入札の結果ですけれども、20億円の予定価格に対しまして半値以下の落札価格だったということでびっくりしたわけですが、だいた、市としては負担が減ったということで喜ばしいことだろうと思いますけれども、そうしますと、市が見積もったこの予定価格とこの実際の落札価格の差はどの辺で生じたのか、それをまず第1点お伺いしたいと思います。

それから、入札の条件を今、何点かおっしゃいましたけれども、その中で、管理技術者を専任で配置できるもの、それから第1級云々、ちょっと書き損じましたが、その方も専任で

配置できるものと、そういったような条件が示されておりましたけれども、こういった方が専任で旭市のこの行政無線のほうにかかわっていただけるということになるということですか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 防災行政無線でございますけれども、市販されているような品物ではございません。一般に流通しているものではございませんので、発注仕様書に基づいて受注生産ということになります。そのために、いわゆる定価というものは存在いたしません。じゃ、どういうふうに設計するかということになりますけれども、これは設計者のほうが複数メーカーからの見積もりを徴する、それから内容を精査するというのが一つあります。それから、国土交通省の積算基準書、それから建設物価等の標準価格というのがございますので、そういうものを使いながら設計者が設計したということでございます。

今回、設計額と比較しまして大きな違いは、私のほうでは設計額なんですけれども、それを基にいたしましてその予定価格を出すわけなんです、大きな違いが生じたのは、個別受信機が2万3,000台ということで、それは規模が大きいですから、これは量産効果が多出るんだらうと、そういうことがありまして安くなったんだらうというふうに思っております。

ちなみに近隣の状況を見てみますと、例えば匝瑳市では落札率が62.4%、山武市は落札率が70%ということで、匝瑳市の場合には旭市のほうの3分の1以下、2割程度の金額であった。それから、山武市のほうは旭市のほうの4分の1くらいの予定価格だったということで、やっぱり規模が大きいなりに下がったのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、2点目の入札条件に関係することでございます。

先ほど申し上げました、管理技術者を専任で配置できるという、これは特定の建設業の許可をいただいているところには必ず、管理技術者がなければ許可もいただけないわけですから、いるわけでございまして、工事の質の保全ということからあえて、これは管理者は、先ほど島田委員は、配置していただけるのかというニュアンスでございまして、これは工事期間中だけの条件でございます。契約の条件でございますので、工事期間中に管理技術者を置く、あるいは、もう一度申し上げます。第1級の陸上特殊無線技士、この資格を持った人を

必ず工事中は置きなさいよという条件をつけてございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） この一般競争入札で何社あったのかということです。それで、富士通ゼネラルって、これ、上場企業の富士通かな。これ、20億円の仕事を半値でやるわけですから、その信頼度というものが私はちょっと心配になっているわけですよ。そのために、何社、一般競争入札に申し込んだのか、それと企業内容というものをもう少し明細に説明していただきたい。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） まず、何社かということでございますけれども、その告示をいたしまして申し込みのありました業者7社、この条件に合うところ、旭市のほうの市の登録ですね、これを見ましたら、全国、地域限定しなくても8社しかないと、そのうちの7社が申し込みが来たということでございます。ただ、当日の条件でいろいろ、技術者が確保できないというようなことですか理由はあるんですけれども、実際に参加したのは3社という結果になりました。

それから、企業の内容ということでございますけれども、これはご指摘のとおり、富士通系列の会社でございます。そして、この営業部というのが独自に通信事業をやっているんですけれども、資本金の欄を、これは経営審査事項に載っている数字でございまして、申し上げますと、179億3,000万円、資本金ですね、これは全体かもしれませんが、ただ、この営業部の年間工事高72億7,800万円、総職員数207名、技術職員がそのうち144名という形でございます。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、消防より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、議案第18号、財産取得について補足説明いたします。

消防本部関係の財産取得の内容は、消防団の水槽付消防ポンプ自動車の更新配備であります。配備先は、旧旭市の干潟地区を管轄する旭方面隊、4分団1部でありまして、現車両は

購入後15年を経過し、県のディーゼル車排ガス規制の猶予期限となるため、更新するものです。管轄地区は、干潟駅・工業団地周辺で、この干潟地区には約1,700世帯5,000人が居住しておりまして、1個部の管轄としては世帯、人口とも非常に多いこと、さらに、消防本部から距離が離れていること、消防水利も不足がちなことを考慮し、現行車両と同じ水槽付消防ポンプ自動車を更新配備するものであります。

以上で議案第18号に関する補足説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 消防の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） この入札方法ですけれども、指名競争入札で行われていますが、指名はもうやめたと思っていたんですけれども、この指名にした理由について伺います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） いわゆる建築工事とさまざまな種類が業務委託はいろいろあるわけでございますけれども、建築工事については、もう130万円以上がすべてダイレクト入札であつたり一般競争であつたり、今は一般競争ということでやっております。ただ、この消防ポンプにつきましては、やれる業者がもう限られておりまして、これを一般公募して、果たして手が挙がってこなかった場合には非常に困るということで、あえて今までの実績のある業者を指名して入札をしたと。8社を指名いたしましてやったという状況でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この水槽付きの消防車ですか、これは干潟地区に配置ということですよ、旧干潟地区にね。それで、直接これには関係ないんですが、例えば消防団が現地に……

（「旧旭市の干潟地区です。駅のあるほうです」の声あり）

○委員（高橋利彦） ですから、旧というより干潟駅の近くに配置するということですね。そういう中で、消防本部からの火災現場への平均的な到着時間と、それから消防団の火災現場への平均的な到着時間というのはどういうふうになっているかお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応、10キロくらいですとやっぱり15分近くかかります。今、ある程度正確なデータを見ますと12分です。旧旭市の地域ですと12分でございます。

（発言する人あり）

○消防長（菅谷衛一） 分かりました。消防本部から12分くらいです。それと、消防団は付近におりますので、はっきりした時間を今は持っていないんですけれども、5分や、それよりはちょっと早いと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 私の聞いた範囲では、消防団員ですか、なかなか人がいない中で、実際の出動時間にはだいぶ時間がかかるという、むしろ現場へは消防署のほうが早く着いているという話をだいぶ聞いているんですが、そういう中で、この地区への配置と消防署へ置くの、どちらかなということにこれからはなってしまうと思うんですが、その辺は検討したことはありますか。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応検討はしているわけでありましてけれども、水利も消防署は消防署の隊で一応連携してやりますので、消防団も一応水利を持ったものが、特に密集地域ですか、そういうところはあったほうが非常に有効だということでやっております。

また、干潟地区ですが、消防団員は自営業の方も結構多いわけでありまして、商店とかです、割と地元にいる方が多いということで、一応、早いと思います。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 単純な質問だけれども、これ、私、ちょっと気になっていたんですが、株式会社モリタといって、東京ポンプ営業部で、部長でこれ、岡田泰次、この人と契約するということになっていますが、代表権を持っているのかな。大会社の場合だったら部長でも、そういった工場長ということで権限を持っておりますが、上場会社でない場合には、これはどうなっているのかなと。普通の会社の部長と契約しちゃって、お金を入れちゃいました、品物は来ないなんていう場合もなきにしもあらずということもございますので、さっきの富士通は100%子会社でございますので、それだけの権限を与えられると思っておりましたが、

この会社の場合にはどうかと今ちょっと疑問を持ちましたので、お答え願います。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これはご指摘の面もあるんですけれども、もちろん部長に委任事項ということで委任されておりまして、そういったものですべて入札参加は登録されているということでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、ご説明いたします。

この条例でございますけれども、本会議でご説明いたしましたように、9月1日に専決処分する必要がございましたもので、専決処分をいたしました。その改正する事由が四つありまして、四つとも全く同じ事由でございまして、それから内容的にも、文言の訂正みたいな形式的なもので、実体的なものはございませんでしたので、一つの条例にまとめまして条立てでいたしました。

それでは、先ほどの新旧対照表をご覧いただきたいと思うんですけれども、14ページをお願いいたします。

まず、第1条の旭市議会政務調査費の交付に関する条例の関係でございますけれども、ここがございますように、第100条の第13項と14項は、同条の第14項と15項になるということでございます。

それから、第2条の旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例でございまして、これにつきましては、第1条の中の第203条第5項は、項がずれて第203条第4項になったということと、それからあと、第2条からずっとあるんですけれども、「報酬」という記述が「議員報酬」というふうになったものでございます。

それから、16ページへ参ります。

第3条の旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の関係でございまして、これで変わっておりますのは、第203条第5項というのは、第203条の2第4項に変わったも

のでございます。

それから、第4条の旭市特別職報酬等審議会条例の関係でございますが、これは先ほどと同じように、議員の報酬が「議員報酬」ということになったものでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないので、議案第19号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 国民健康保険についてご報告いたします。

来月10月から、65歳以上の方の公的年金からの特別徴収が開始されます。対象者としましては、約1,400人を見込んでおります。特別徴収の税額については、半年分で約6,700万円を見込んでいます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがあります。

たらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（佐久間茂樹） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

総務課、財政課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る第 2 回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第 3 号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の 1 件について審査を行います。

それでは、審査をお願いいたします。ご意見がございましたらお願いいたします。

ご意見ございませんか。

(発言する人なし)

○委員長（佐久間茂樹） それでは、特にないようですので、陳情第 3 号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでございました。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 28 分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（佐久間茂樹） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時29分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹